

○鶴岡市総合計画審議会条例

平成17年12月26日

条例第262号

改正 平成19年3月23日条例第5号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、鶴岡市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の総合計画の策定及び実施に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験者
- (3) 関係行政機関の職員及び団体の役員
- (4) 市民の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会に必要な応じ部会を置くことができる。

(専門委員会)

第8条 審議会に専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、市長が委嘱する。

(顧問及び参与)

第9条 審議会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、市長が委嘱する。

(幹事)

第10条 審議会の事務を処理するため幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(一部改正〔平成19年条例5号〕)

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日条例第5号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○鶴岡市総合計画審議会条例施行規則

平成19年5月9日

規則第46号

改正 平成26年3月31日規則第12号

平成30年1月31日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、鶴岡市総合計画審議会条例（平成17年鶴岡市条例第262号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 鶴岡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に総合調整部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、審議会から付託された事項について必要な調査及び審議を行う。

3 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

(部会長)

第3条 部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(部会の会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

2 部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第5条 部会長は、付託された事項について調査及び審議した結果を審議会に報告するものとする。

(専門委員会)

第6条 審議会に次の専門委員会を置く。

(1) 企画専門委員会

(2) 市民教育専門委員会

(3) 厚生専門委員会

(4) 産業専門委員会

(5) 社会基盤専門委員会

2 専門委員会は、審議会から付託された事項について必要な調査及び審議を行う。

3 第3条から前条までの規定は、専門委員会について準用する。この場合において、「部会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成30年規則2号〕)

(庶務)

第7条 審議会並びに部会及び専門委員会の庶務は、企画部政策企画課において処理する。

(一部改正〔平成26年規則12号〕)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第12号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成30年1月31日規則第2号)

この規則は、平成30年2月1日から施行する。